

白子町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白子町における空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクの制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する建物のうち、個人が居住又は店舗の営業等を目的として建築（建築する予定のものを含む。）し、現に居住又は使用していないもの（近く居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）及び当該建物と所有者を同一にする敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を町内への移住、定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクにより、空き家の登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）及び空き家バンク登録カード（別記様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が空き家バンクへの登録が適当でないことを認めるもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書（別記様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「物

件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書(別記様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書(別記様式第5号)により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録を削除されたものについては、改めて登録を行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から3年を経過したとき。
- (3) 空き家バンク登録取消依頼書(別記様式第6号)の提出があったとき。
- (4) その他空き家台帳に登録されていることが不相当と町長が認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(別記様式第7号)及び誓約書(別記様式第8号)により町長に申し込むものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了書(別記様式第9号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(利用登録の要件)

第8条 前条の規定による利用登録の申込みを行おうとする者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、白子町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書(別記様式第10号)により町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家

バンク利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第8条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて利用登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

（物件の紹介等）

第11条 町長は、必要に応じて、所有者等及び利用登録者に対して、空き家台帳及び空き家バンク利用登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第12条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、物件登録者は、町が媒介に関し協定を締結している宅地建物取引業者に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。